

ペット預入延長費用担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（責任の始期および終期）第3項各号に掲げる事由のいずれかにより遅延したこと（以下「帰国遅延」といいます。）により、被保険者が負担したペット預入延長費用を、この特約条項および普通約款の規定に従い、ペット預入延長費用保険金として被保険者に支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）ペット

被保険者が被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。

（2）ペット専用施設

ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルをいいます。

（3）ペット預入延長費用

帰国遅延により被保険者がペットの世話に従事できなくなったことに伴い、旅行の最終目的地への到着予定日以降の被保険者の行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設にペットを預け入れることにより、発生した費用をいいます。ただし、当社が社会通念上妥当と認めた費用であり、かつ、次条に規定する保険事故と同等の保険事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額およびこの保険契約に付帯された他の特約条項において保険金支払の対象となる費用の額を除きます。

（4）帰国遅延日数

旅行の最終目的地への到着予定日から帰国遅延により到着が遅延した日数（到着予定日に到着した場合でも、帰国遅延により到着時間が遅延したために、ペット専用施設に預けていたペットの引き取りが遅延した場合は、この遅延日数を到着が遅延した日数とみなします。）をいいます。ただし、普通約款第3条（責任の始期および終期）第3項各号の事由の直接の結果として遅延した日数で、当社が妥当と認める日数に限るものとし、かつ、7日を限度とします。

第3条（保険事故）

この特約条項における保険事故は帰国遅延の発生をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合 - その1）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第1条（当社の支払責任）に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、ペット預入延長費用保険金を支払いません。

- （1）保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- （2）ペット預入延長費用保険金を受け取るべき者（ペット預入延長費用保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- （3）被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- （4）被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
- （5）被保険者に対する刑の執行
- （6）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- （7）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （8）前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （9）第7号以外の放射線照射または放射能汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものによって普通約款第3条（責任の始期および終期）第3項第3号または第5号に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、ペット預入延長費用保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合 - その2）

当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に被った傷害によって普通約款第3条（責任の始期および終期）第3項第3号に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、ペット預入延長費用保険金を支払いません。

- （1）自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。

(2) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であるとを問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦している間

第6条(保険金の支払限度額)

当社が支払うべきペット預入延長費用保険金の額は、5,000円に帰国遅延日数を乗じた額を限度とします。

第7条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

ペット預入延長費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が同項の費用の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をペット預入延長費用保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{他の保険契約がないものとして算出した} \\ \text{この保険契約の支払責任額} \\ \text{費用の額} \times \qquad \qquad \qquad = \text{ペット預入延長費用保険金の額} \\ \text{他の保険契約がないものとして算出した} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額} \end{array}$$

第8条(事故の通知)

保険事故が発生したときは、保険契約者、被保険者またはペット預入延長費用保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。)は、保険事故の日からその日を含めて30日以内に帰国遅延の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

保険契約者、被保険者またはペット預入延長費用保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、ペット預入延長費用保険金を支払いません。

第9条(保険金の請求書類)

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類または証拠とします。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
- (2) 交通機関またはこれに代わるべき第三者の遅延等証明書
- (3) 普通約款第3条(責任の始期および終期)第3項第3号または第5号に該当したことを

証明する書類

- (4) 旅券の再発給または渡航書の発給を受けたことを証明する書類
- (5) ペット預入延長費用の支払を証明する領収書
- (6) 被保険者の印鑑証明書
- (7) ペット預入延長費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（ペット預入延長費用保険金の請求を第三者に委任する場合）

第 10 条（代 位）

当社がペット預入延長費用保険金を支払うべきペット預入延長費用について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払ったペット預入延長費用保険金の範囲内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第 11 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。